

通学区区域変更についての説明会



宇部市教育委員会
教育総務課

本日の流れ

◆小中学校の現状と課題

◆課題解決に向けた今後の方向性

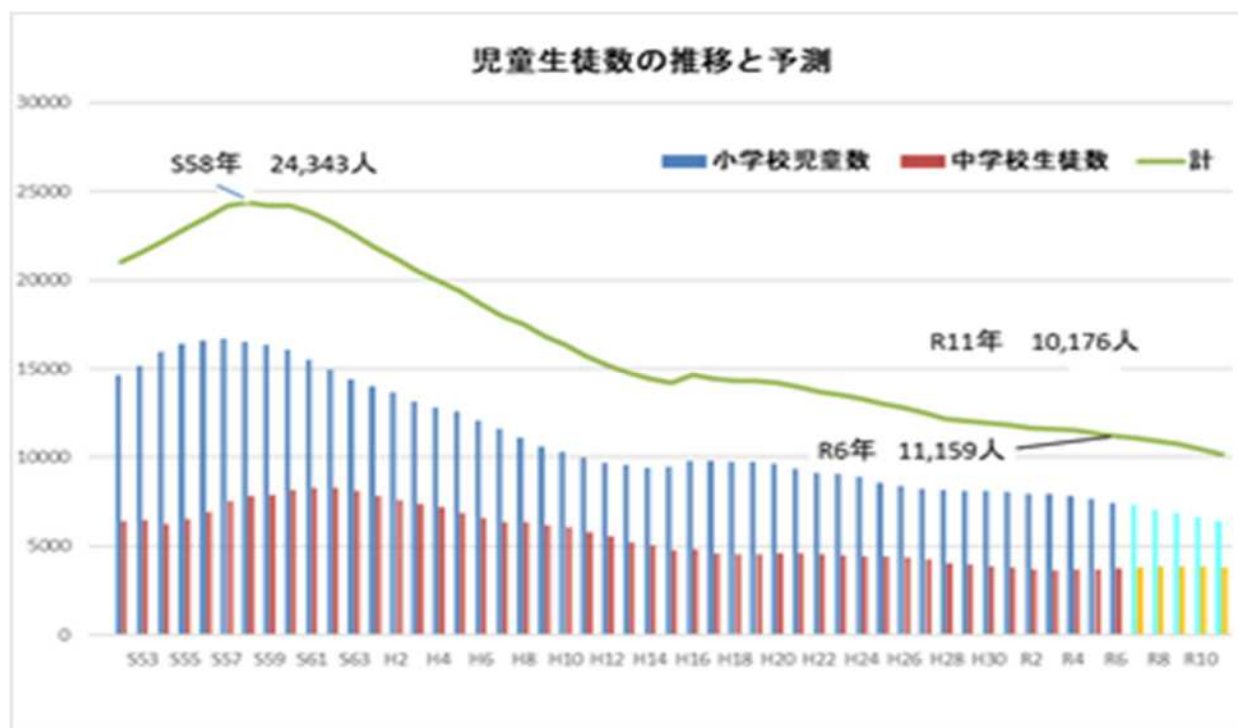
- 区域変更に伴う配慮事項について
- 今後の手続きとスケジュールについて

◆質疑・応答

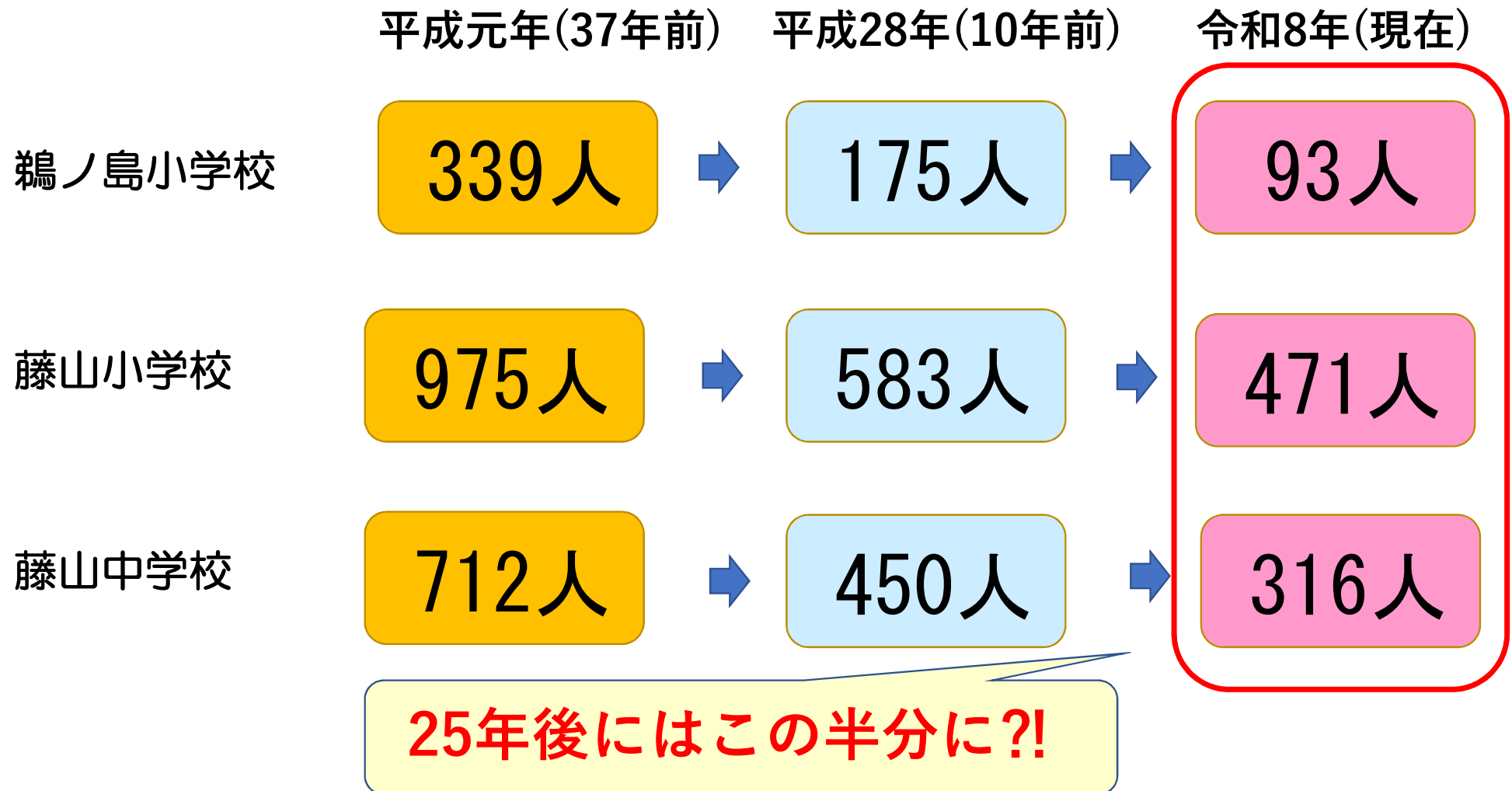
◆小中学校の現状と課題

1 児童生徒数

：昭和58年の24,343人をピークに減少、令和11年には10,176人になる見込み(減少率58%)



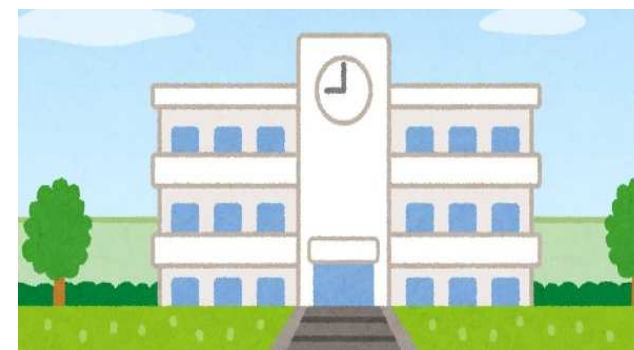
■児童生徒数の推移



■児童生徒が少なくなるとどんな不安要素が？

- いろいろな人の意見や考えにふれる機会が少なくなる。
- 係活動(委員会活動)などの、1人の負担が増える。
- 運動会や文化祭など人数が必要な活動や行事がやりにくくなる。

2 校舎の現状



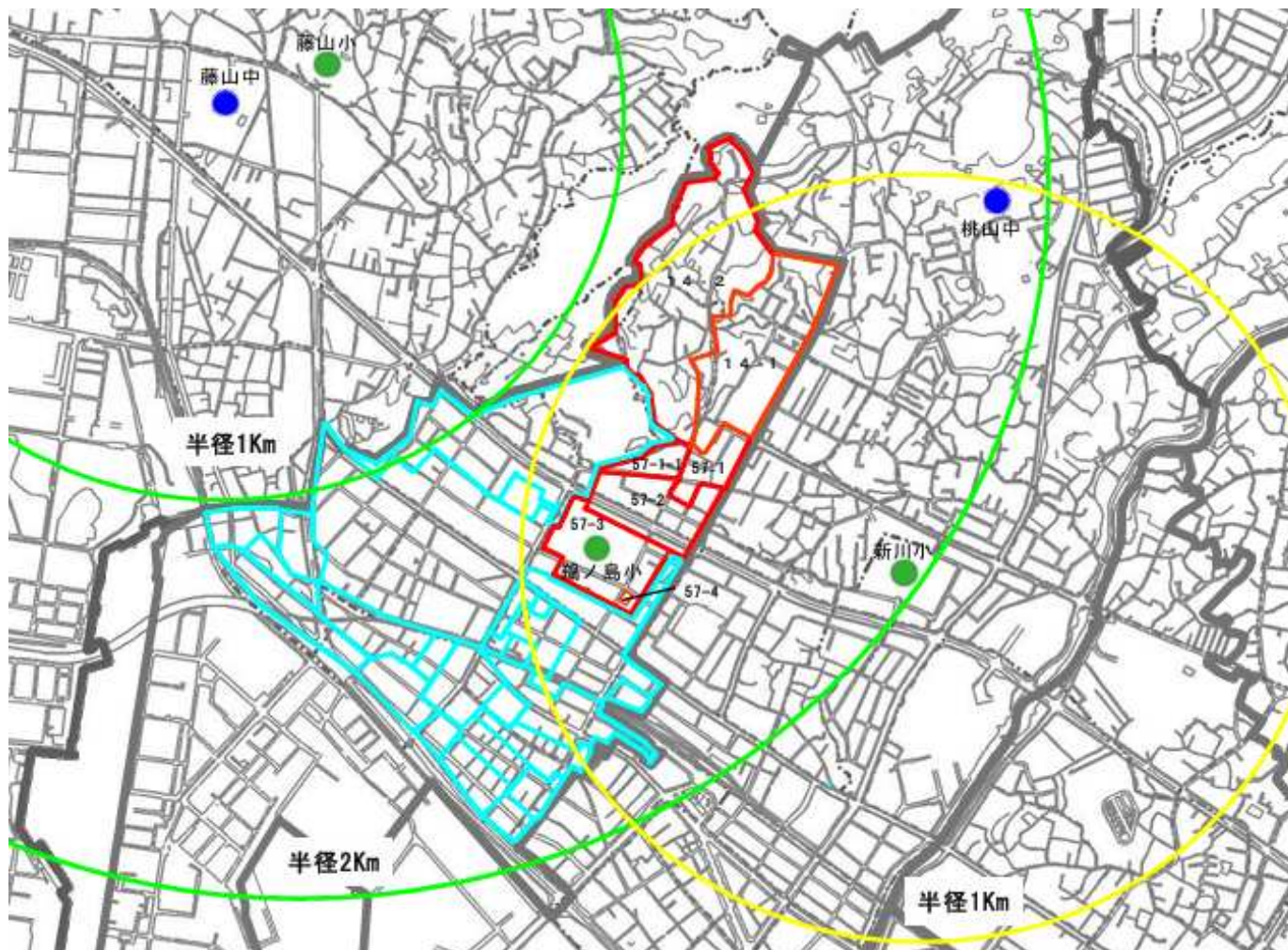
施設（校舎）の建設年度一覧

令和6年4月1日現在

小学校名			経過年数	中学校	
			70年以上	藤山	常盤
			69年～ 築60年	桃山	厚南
藤山	神原	鵜ノ島			



3 中学校の通学区域



◆今後の方向性

鵜の島地区の児童は、**全て藤山中**に進学



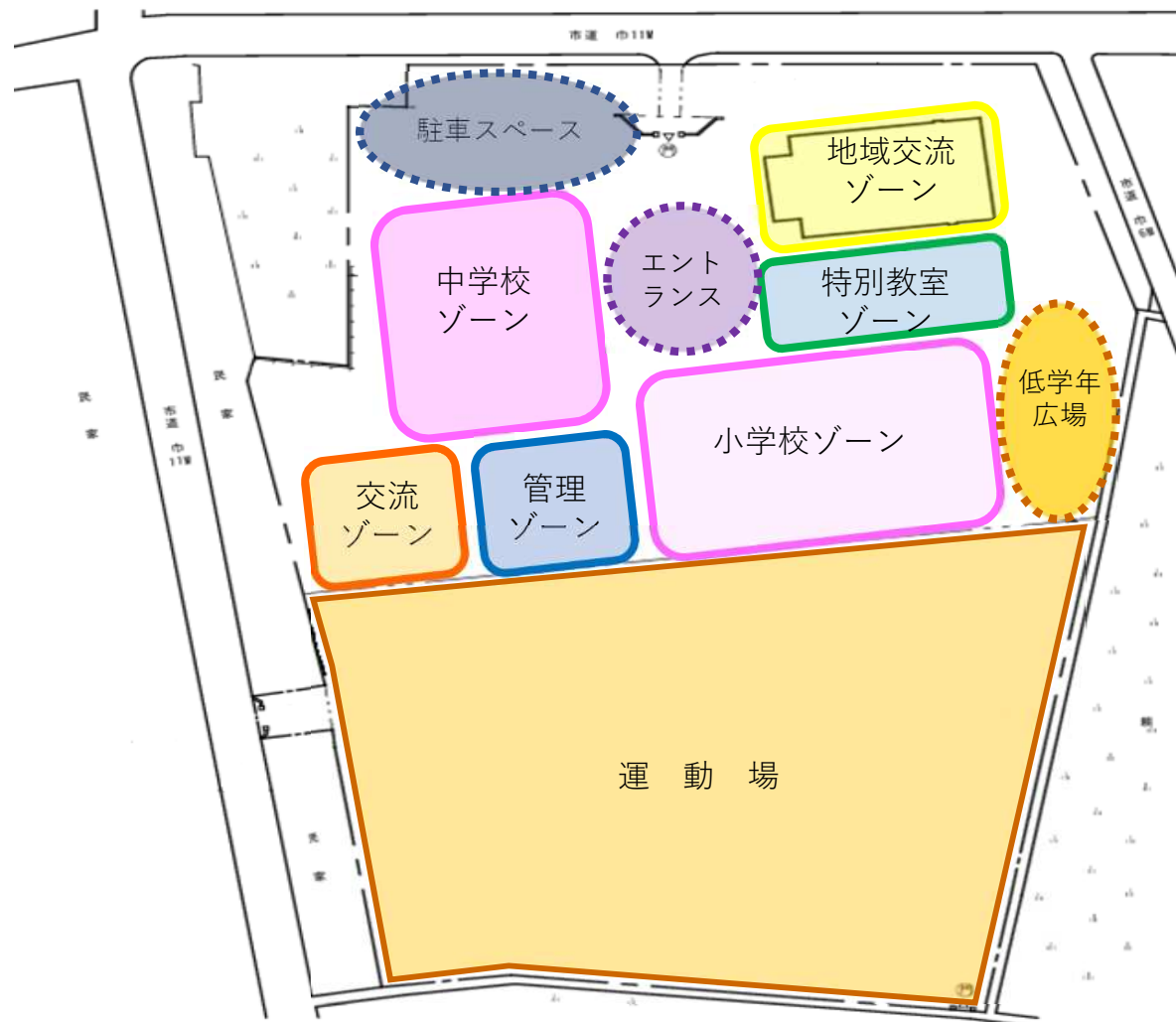
令和9年度入学の生徒（現6年生）から、
順次藤山中に進学



学校選択制の廃止

■未来の学校づくり

令和15年度に
藤山中学校の敷地に
鵜ノ島小、藤山小、
藤山中が一つになっ
た小中一貫校を作ります！



■ 区域変更に伴う配慮事項

課題の区分	具体的な内容	市の対応策の方向性
兄弟姉妹への配慮	弟妹が、入学にあたり兄姉と同じ中学校に進学したい場合。	・兄姉が再編前の中学校に在学中に弟妹が同じ中学校に就学を希望する場合 ・兄姉が再編後の弟妹と同じ中学校に転校を希望する場合 
	弟妹が再編後の中学校に入学するにあたり、兄姉が弟妹と同じ中学校に転校したい場合。	
	兄姉と弟妹の就学先が異なる場合、行事等が重なる。	「就学学校変更届」の申請により就学学校の変更を認める。
学校選択制度の廃止に伴う配慮 (令和9年3月31日廃止)	令和8年度までに学校選択制度を利用して、選択学校に通っている児童生徒の場合	兄弟姉妹が異なる学校へ就学することも想定されるため、対象となる学校間で「運動会」、「文化祭」、「参観日」などの学校行事が重ならないよう調整をする。
	選択区域に居住し、未就学児がいる場合	選択学校に通っている児童生徒は、そのまま、選択小学校、選択中学校に通うことを認める。 その場合の弟妹については、「就学学校変更届」の申請により兄姉と同じ学校に就学を可能とする。 経過措置として、令和14年度入学児童まで、「就学学校変更届」の申請により、選択小学校、選択中学校に通うことを認める。 その場合の弟妹についても、兄姉と同じ学校に就学を可能とする。

※上記で認められる以外の就学先の変更については、個別に判断する。

■今後の手続きとスケジュールについて

月	通知等	小学生保護者	未就学児保護者
7月	保護者への個別通知 (7月下旬)	【対 象】 鵜の島地区にお住まいの小学生保護者 【配付方法】 学校を通じて配付	【対 象】 令和9年度小学校入学児の保護者 【配付方法】 郵送
8月	就学時健診通知 (就学先確認) (8月下旬)		【対 象】 令和9年度小学校入学児の保護者 【配付方法】 郵送 ※就学先変更の場合「就学学校変更届」 を提出
10月			提出
11月 12月	就学学校確認通知 (11月下旬～12月上旬)	【対 象】 鵜ノ島小に就学している6年生の保護者 【配付方法】 学校を通じて配付 ※就学先変更の場合「就学学校変更届」	就学時健診は 変更後の就学先で受診
1月		提出(1月下旬)	
2月			就学先の小学校で仮入学
3月		就学先の中学校で仮入学	